

広島市民間放課後児童クラブ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、放課後等における児童の健全な育成を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）を実施するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 次に掲げる要件を全て満たす法人又は任意団体であり、かつ、次条の事業を実施するもののうち、市長が補助事業者として選定したものとする。なお、選定の手続については、別に定める。

- (1) 代表者又は役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続をしている法人でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 広島市競争入札参加者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置に該当しないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税、広島市税を滞納していないこと。

(補助対象事業の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業は、広島市児童福祉施設設備基準等条例（平成24年広島市条例第58号）第8条に規定する基準を満たす事業であって、かつ、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 事業内容

次の内容、機能を有するものとする。ただし、スポーツクラブや塾等を主たる目的とするものは除く。

- ア 児童の健康管理、情緒の安定の確保
- イ 出欠確認を始めとする児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- ウ 児童の活動状況の把握
- エ 遊びの活動への意欲と態度の形成
- オ 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の醸成
- カ 児童が宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境の整備及び必要な援助
- キ 基本的生活習慣を身につけさせることへの援助及び自立に向けた支援
- ク 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- ケ その他児童の健全育成上必要な活動

(2) 対象児童

広島市内に住所を有し、小学校に在学している児童であって、次のいずれかの事由により、家庭において適切な保護を受けられないことが常態であると認められる者とする。

- ア 保護者が、就労のため、1週間のうち概ね4日以上、午後5時頃（広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和42年広島市教育委員会規則第4号）第25条第1項第3号から第6号までに掲げる日（同条第2項の規定により同条第1項第3号から第6号までに掲げる日を変更した場合は変更後の期間。以下「長期休業中」という。）については正午頃）まで家庭にいないこと。
- イ 保護者が、疾病又は負傷の状態にあるか障害があること。
- ウ 保護者が、疾病又は負傷の状態にあるか障害がある親族等を常時介護していること。
- エ 保護者が、出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）に当たる日から出産日後8週間に当たる日までの間であること。

オ 保護者が、大学・専門学校等へ通学中であること。

カ その他児童を保護できない特別の事由があること。

(3) 定員

10人以上おおむね40人以下とすること。

(4) 年間開設日数

本市が実施する広島市放課後児童クラブの開設日（以下に掲げる日を除く日）に準じ、その開設日数以上の日数を開設すること。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 日曜日

ウ 広島市立幼稚園・学校夏季一斉閉庁日

エ 12月29日から12月31日まで

オ 1月2日から1月4日まで

(5) 開設時間

次に掲げる広島市放課後児童クラブの開設時間に準じ、その開設時間以上の時間を開設すること。

ア 長期休業中・代休日・秋季休業日（イを除く。） 午前8時30分～午後6時30分

イ 土曜日 午前8時30分～午後5時

ウ ア及びイ以外の日 午後1時～午後6時30分

(6) 施設・設備

次の基準を満たすこと。

ア 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けなければならない、その面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上とすること。ただし、児童の安全上及び衛生上支障がないと認められるときは、専用区画を設けることに代えて、遊び及び生活の場としての機能のみを備えた区画（その面積が、児童1人につきおおむね1.65㎡以上のものに限る。）と静養するための機能のみを備えた区画とを分離して設けることができる。

イ 活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーのほか、生活の場として必要なカーペットや畳等を備えること。

ウ トイレ、手洗い等の設備を有し、衛生及び安全が確保されていること。

(7) 管理者及び職員配置

ア 放課後児童クラブを管理する者（管理者）を配置すること。

イ 開設時間中は常時2人以上の職員を配置すること（うち1人は管理者と兼ねることができる。）。

ウ イに掲げる職員のうち1人以上は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第3項各号のいずれかに該当するものであって、同項の研修を修了したもの（放課後健全育成事業者に新たに採用された者であって、その新たに採用された日から起算して1年を経過する日の属する年度の末日までの間に当該研修を修了することが見込まれる者を含む。）とすること。

(8) 保険加入

児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な損害保険に加入すること。

(9) 利用料

対象児童の利用に当たっては、毎月、別表2に定める基準額を徴収すること。また、第5号アからウまでに掲げる時間以外に放課後児童クラブを開設するサービス（以下「延長サービス」という。）に係る利用料については、徴収することができる。

なお、別表1に定める運営費補助の開設時間延長加算に係る補助金の交付を受ける場合にあっては、長期休業中（第4号アからカまでに掲げる日及び土曜日は除く。）の午前8時から午前8時30分までの間の延長サービスに係る利用料については、別表3に規定する額を上回らな

い範囲で徴収すること。

(10) 実費相当額の徴収

前号の利用料のほか、おやつ代、昼食代、工作等の材料代、外出行事の際の対象児童の施設利用料及び交通費に要する実費相当額、その他市長が認めた費用については徴収することができる。

なお、実費相当額を徴収した場合は、その収支及び内容について、保護者へ報告すること。

(11) 保護者との意見交換会の開催

補助事業者は、保護者と協働して事業を実施し、意見、要望の調整を行うため、保護者との意見交換会を各年度に2回以上開催すること。

(12) 利用手続等

利用手続等については、広島市放課後児童クラブに準じて実施すること。

(13) 政治活動等の禁止

特定の政治団体や宗教を利する事業でないこと。

(14) 関係法令等の遵守

労働基準法（昭和22年法律第49号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、その他関係法令等を遵守して運営すること。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、別表1に定めるとおりとする。

2 放課後児童クラブ以外の事業等を実施している事業者にあつては、放課後児童クラブに係る経費とそれ以外の事業等に係る経費を明確に区分しなければならない。

（補助金額）

第5条 補助金額は、別表1に定める補助項目ごとの補助上限額と実支出額のいずれか低い方の額とする。ただし、運営費補助については、補助上限額と実支出額のいずれか低い方の額から、利用料年間徴収（見込）額を引いた額とする。

2 前項の規定により算出した年間の補助金額に、千円未満の端数があるときは、別表1に定める補助項目ごとに、これを切り捨てる。

3 年度途中で放課後児童クラブを開設又は廃止する場合の別表1に定める運営費補助の基本額、障害児受入補助及び送迎費補助における補助上限額については、その額をそれぞれ12で除したものに、暦によって計算した事業実施月数を乗じて得た額とする。ただし、事業実施月数に、一月に満たない端数がある月については、同表に定める補助上限額を12で除した額を、その月の日数で除し、かつ、その月における事業を実施した期間の日数を乗じて得た額とする。

4 年度途中で放課後児童クラブを開設又は廃止する場合の別表1に定める建物等の賃借料補助の補助上限額については、暦によって計算し、一月に満たない端数がある月については、同表に定める補助上限額を、その月の日数で除し、かつ、その月における事業を実施した期間の日数を乗じて得た額とする。

5 前2項において補助上限額を算出した場合の補助金額については、第1項及び第2項の規定を準用して算出する。

（補助金交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を、指定期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 民間放課後児童クラブ補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 民間放課後児童クラブ実施計画書（様式第2号）

(3) 民間放課後児童クラブ収支予算書（様式第3号）

(4) 民間放課後児童クラブ開設・移転経費収支予算書（様式第4号）

(5) 役員等名簿

(6) 定款、寄付行為、団体の会則又は規約等

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付決定)

第7条 市長は、前条の補助金の交付申請があったときは、当該書類について審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに民間放課後児童クラブ補助金交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知する。

2 前項の交付決定には、次に掲げる条件を付する。

- (1) 補助金は、当該補助以外の目的に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく市長に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る補助金の収支に関する帳簿や領収証書等の関係書類を、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、本事業仕入れに係る消費税相当額報告書により速やかに市長に報告すること。
- (7) 市長は前号の報告があった場合には、当該消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- (8) その他交付規則を遵守すること。

3 市長は、第1項の規定による審査により、補助金を交付することが不適当と認めたときは、速やかに補助金を交付しない決定を民間放課後児童クラブ補助金不交付決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知する。

4 補助金は、第1項の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）からの民間放課後児童クラブ（概算払）交付請求書（様式第7号）に基づき、原則として概算払いにより四半期ごとに交付する。ただし、別表1に定める開設経費補助は、別途概算払いにより交付する。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者が、前条第2項第2号又は第3号に規定する市長の承認を受けようとする場合には、次に掲げる書類（以下「変更申請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、中止又は廃止しようとする変更申請書等については、当該中止又は廃止しようとする日の6か月前までに提出しなければならない。

- (1) 民間放課後児童クラブ実施計画変更申請書（様式第8号）
- (2) 民間放課後児童クラブ変更実施計画書（様式第9号）
- (3) 民間放課後児童クラブ変更収支予算書（様式第10号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、変更申請書等の提出があった場合には、前条第1項の交付の決定を変更し、又は、全部若しくは一部を取り消すことができる。

3 市長は、前項の決定をしたときは、速やかに民間放課後児童クラブ事業変更承認（不承認）通知書（様式第11号）により補助事業者には通知する。

4 市長は、補助事業を年度の途中で中止又は廃止しようとする変更申請書等の提出があった場合において、当該中止又は廃止が放課後児童クラブの利用児童の処遇上問題があると認めたときは、当該中止又は廃止を当該年度の末日まで延期させることができる。

5 第10条第3項から第5項までの規定は、第2項の規定による交付の決定を全部又は一部を取り消した場合について準用する。

(実績報告及び補助金の精算等)

第9条 補助事業者は、毎月の事業実施状況を民間放課後児童クラブ実施状況報告書（様式第12号）により、翌月の10日又は年度の末日のいずれか早い日までに、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に定める報告により、事業の実施状況が計画内容と著しく異なる場合は、是正を

求めることができる。

- 3 補助事業者は、補助対象事業を完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認を受けた日から、10日以内又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 民間放課後児童クラブ補助事業実績報告書（様式第13号）
 - (2) 民間放課後児童クラブ実績報告書（様式第14号）
 - (3) 民間放課後児童クラブ収支決算書兼精算書（様式第15号）
 - (4) 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し（市長が必要と認めるものに限る。）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 4 市長は、前項の規定による報告を受けた場合においては、報告書類の審査並びに必要な応じて行う現地調査等により、補助事業の実施状況が交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、第7条第4項の規定により交付された補助金の範囲内で補助金額を確定するものとする。なお、補助事業の審査において、助成金及び補助金（この要綱に基づく補助金を除く。）等の収入は補助金額から控除するものとする。
- 5 市長は、前項の規定により補助金額が確定した場合は、民間放課後児童クラブ補助金額確定通知書（様式第16号）により補助事業者に通知する。
- 6 市長は、第4項の規定により補助金額が確定した場合において、第7条第4項の規定により交付された補助金に残額が生じている場合は、補助事業者に返還を命ずるものとする。
- 7 補助事業者は、前項の規定による命令を受けたときは、速やかにこれを返還しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

- 第10条 市長は、補助事業者がこの要綱の規定に違反した場合のほか、交付規則第18条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定による取り消しをしたときは、速やかにその決定を民間放課後児童クラブ補助金（取消・一部取消）決定通知書（様式第17号）により、補助事業者に通知するものとする。
 - 4 市長は、第1項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
 - 5 補助事業者が、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときに納付すべき加算金及び延滞金の額は、交付規則第20条第1項及び第2項の規定による。

（財産の処分の制限）

- 第11条 交付規則第23条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

（個人情報の保護）

- 第12条 補助事業者は、個人情報の取扱いについて、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（委任規定）

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育次長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年７月１８日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年１０月３日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年６月２０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年３月２４日から施行し、令和２年１月１６日から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年９月１日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年１１月１６日から施行し、令和４年４月１日から適用する。ただし、別表１

の放課後児童支援員等処遇改善事業補助の改正は、令和４年１０月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年４月３日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年９月２日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表 1 (第 3 条、第 4 条、第 5 条関係)

補助対象経費		補助項目			補助上限額	
運営に係る人件費及び物件費（ただし、建物等の賃借料補助及び障害児受入補助、送迎費補助の補助対象経費、おやつ代、外出行事の際の対象児童の施設利用料及び交通費、その他保護者から実費相当額を徴収した経費を除く。）	1 運営費補助	(1) 基本額	年間平均登録児童数 1～9人 ※開設初年度及びその翌年度のみ補助		7,154,000円/年	
			年間平均登録児童数 10～35人		$\frac{9,480,000}{\text{年間平均登録児童数}-10} \times 52,000$ 円/年	
			年間平均登録児童数 36人以上 ※44人以上は一律		$\frac{10,790,400}{\text{年間平均登録児童数}-36} \times 10,400$ 円/年	
		(2) 開設日数加算			(年間開設日数－250日) × 46,000円	
		(3) 長期休業加算			長期休業中の開設日数(第3条第4号ア～オまでに掲げる日及び土曜日は除く。) × 22,300円	
		(4) 開設時間延長加算 ※長期休業中(第3条第4号アからカまでに掲げる日及び土曜日は除く。)については、午前8時から開設すること。ただし、利用する児童がいない場合は、第3条第5号アに規定する時間どおり開設することも可能とする。	延長基本額		長期休業中の開設日数(第3条第4号アからオまでに掲げる日、土曜日及び午前8時30分より前に利用する児童がいない日は除く。) × 1,239円	
			負担軽減対応加算	市民税非課税世帯等	補助事業者が定めた年間利用料と同額 1人当たり2,400円/年を上限とする。ただし夏季休業終了後に利用を開始する世帯の場合は1人当たり1,200円/年を上限とする。	
				多子世帯 ※同一生計の兄弟姉妹がいる児童が、開設時間延長加算の対象となる延長サービスを利用している場合を対象とする。	2人目 ※同一生計の兄弟姉妹の長子から数える。	補助事業者が定めた年間利用料に2分の1を乗じて得た額 1人当たり1,200円/年を上限とする。ただし夏季休業終了後に利用を開始する世帯の場合は1人当たり600円/年を上限とする。
					3人目以降 ※同一生計の兄弟姉妹の長子から数える。	補助事業者が定めた年間利用料と同額 1人当たり2,400円/年を上限とする。ただし夏季休業終了後に利用を開始する世帯の場合は1人当たり1,200円/年を上限とする。

障害児が在籍している場合において、障害児（者）に係る研修の受講や個々の指導員が有する経歴、資格等から、障害児を受け入れるための専門的知識を有すると市長が認める者を配置するための費用	障害児が1人以上在籍している場合	2 障害児受入補助	2,352,000円/年
	障害児が2人以上在籍しており、市長が認める場合		4,704,000円/年
	障害児が6人以上在籍しており、市長が認める場合		7,056,000円/年
	障害児が9人以上在籍しており、市長が認める場合		9,408,000円/年
建物、土地及び駐車場を賃借して事業を実施する場合の賃借料、共益費及び管理費		3 建物等の賃借料補助	(定員※×1.65㎡+20.00㎡)×月額4,253円/1.65㎡ ※最大44人

保護者から費用を徴収せずに、授業終了後の学校から放課後児童クラブへの移動時や、放課後児童クラブからの帰宅時等に、地域において児童の健全育成に関心を持つ高齢者や主婦等による児童への付き添いや、バス等による送迎を行う場合の費用 ※バス等車両に係る経費は燃料費のみ対象		4 送迎費補助	613,000円/年
放課後児童クラブを新たに実施するために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う費用	①開設準備経費を含まない場合	5 開設経費補助 ※①～④に掲げる補助については、1施設につき1回限り、いずれかのみとする。	5,000,000円/回
礼金及び開設前月分の賃借料（開設準備経費）	②開設準備経費を含む場合		5,600,000円/回
放課後児童クラブを新たに実施するために必要な設備や備品の購入を行う費用	③開設準備経費を含まない場合		1,000,000円/回
礼金及び開設前月分の賃借料（開設準備経費）	④開設準備経費を含む場合		1,600,000円/回
既存の放課後児童クラブを実施する施設において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う費用			1,000,000円/年
耐震性の確保された建物へ移転する場合の移送費及び移転先の改修費用		6 移転経費補助 ※1施設につき1回限りとする。	2,500,000円/回

放課後児童クラブの職員の処遇改善として、賃金改善を行うために必要な費用	7 放課後児童支援員等処遇改善事業補助	11,000円×(賃金改善を行う常勤職員数+1か月当たりの勤務時間数÷就業規則等で定めた常勤の1か月当たり勤務時間数により算出した非常勤職員数)／月
安定的な事業運営を継続して提供できるような物品の購入等に必要な費用	8 地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助 ※安定的な事業運営を継続して提供できるような物品の購入等に係る経費に限る。	50,000円／年

別表2 (第3条関係)

令和8年12月31日まで

料金区分		利用料金
A	就学援助受給世帯 生活保護受給世帯等 市民税非課税世帯	無料
B	こども医療費補助受給世帯 ひとり親家庭等医療費補助受給世帯 重度心身障害者医療費補助受給世帯	3,000円
C	上記以外の世帯	5,000円

令和9年1月1日以降

料金区分		利用料金
A	就学援助受給世帯 生活保護受給世帯等 市民税非課税世帯	無料
B	上記以外の世帯	3,000円

備考

- 1 料金区分がB又はCに該当する世帯において、月の15日までに利用を中止する場合及び月の16日以降に利用を開始する場合にあっては、当該月の利用料金を半額とする。
- 2 料金区分がB又はCに該当する世帯において、放課後児童クラブの利用を取りやめて、同月に新たに他の放課後児童クラブで利用を開始する場合にあっては、新たに利用開始する放課後児童クラブの利用開始当月の利用料金は、すでに元の放課後児童クラブにおいて1か月分の利用料金を徴収している場合は無料とし、半額の利用料金を徴収している場合は半額とする。
- 3 令和8年12月31日までの利用料金のうち、料金区分がB又はCに該当する世帯において、同一世帯に2人以上の利用児童がいる場合にあっては、利用児童のうち、2番目の年少者を半額(前2項に該当する場合にはさらにその半額)、3番目以降の年少者を無料とする。次表において同じ。

令和9年1月1日以降の利用料金のうち、料金区分がBに該当する世帯において、生計を同一にする子が2人以上いる場合にあっては、2番目の年長者を半額（前2項に該当する場合にはさらにその半額）、3番目以降の年長者を無料とする。次表において同じ。

- 4 「市民税非課税世帯」は、利用申込書に記載の保護者及び同居する親族の市町村民税（4月から6月に利用を開始する場合にあっては前年度のもの。7月から翌年3月に利用を開始する場合にあっては当年度のもの）が課されていない世帯とする。次表において同じ。
- 5 児童の保護者が、児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は第6条の4に規定する里親である場合は、料金区分Aに該当するものとする。次表において同じ。

別表3（第3条関係）

令和8年12月31日まで

料金区分		利用料金
A	就学援助受給世帯 生活保護受給世帯等 市民税非課税世帯	無料
B	こども医療費補助受給世帯 ひとり親家庭等医療費補助受給世帯 重度心身障害者医療費補助受給世帯	2,400円
C	上記以外の世帯	2,400円

令和9年1月1日以降

料金区分		利用料金
A	就学援助受給世帯 生活保護受給世帯等 市民税非課税世帯	無料
B	上記以外の世帯	2,400円

※夏季休業終了後に利用を開始する世帯の年間利用料の上限額は、補助事業者が定めた年間利用料に2分の1を乗じて得た額とする。